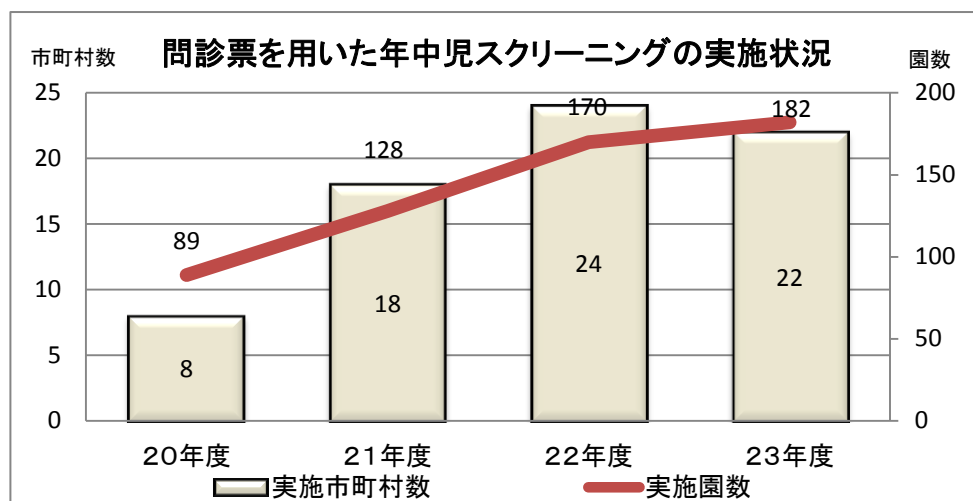


発達障害児等早期発見・早期療育支援事業の実績

1. 年中児スクリーニング(5歳児健診)の実施状況



◆ 年中児スクリーニング(5歳児健診)については、平成23年度には、22市町村が問診票を活用して実施。残りの3市(向日市、長岡京市、南丹市)も、問診票は使わないものの、市町村保健師や保育所・幼稚園の保育士等が行動に問題のある児童を抽出した上で専門家による判定を行っており(府の補助金対象外)、府内全市町村で年中児スクリーニングを実施している。

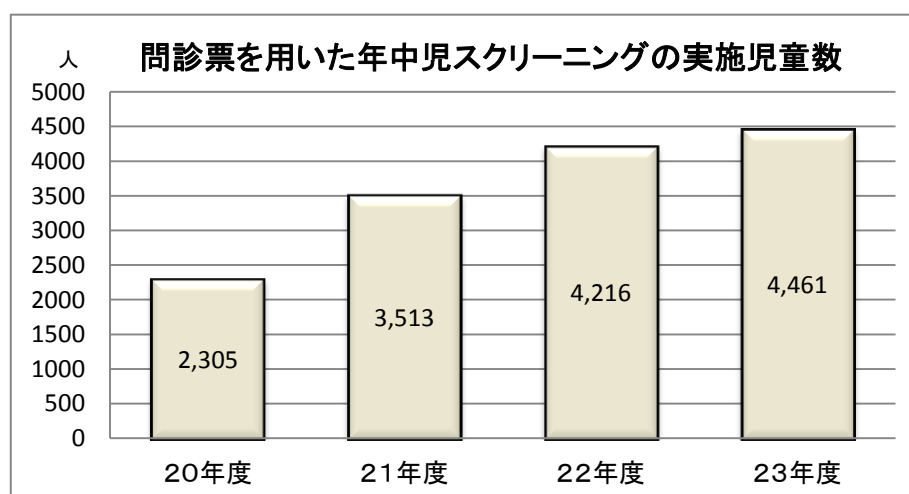
※ 24年度には、4市町村が問診票を使わずに独自に年中児スクリーニングを実施

◆ 実施保育所・幼稚園数については、年々増加しており、23年度には府内全297園のうち、約6割に当たる182園で、問診票による年中児スクリーニングを実施。

◆ アンケート調査の結果、回答した園の95.5%が「参加してとてもよかった」「参加してよかった」と回答。

○ 本事業に参加した園の感想 (回答園 157)

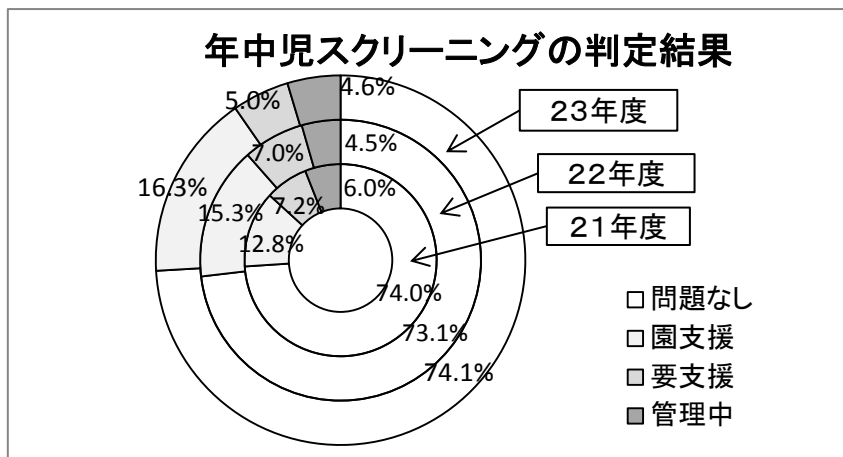
参加してとてもよかった	73園	46.50%	95.50%
参加してよかった	77園	49.00%	
参加しない方がよかった	1園	0.60%	
どちらとも言えない	6園	3.80%	



◆ 実施児童数については、23年度には、府内の全ての年中児(10,645人)のうち、約4割にあたる4,461人の児童に対し問診票を用いた年中児スクリーニングを実施(京都市を除く)

※ 23年度: 府内の年中児全人口に対する実施率42%(21年度: 33%、22年度: 40%) (京都市除く)

2. 年中児スクリーニング(5歳児健診)の判定結果



◆ 発達障害の出現割合(年中児スクリーニングの判定状況)

①「管理中」: 4.6%

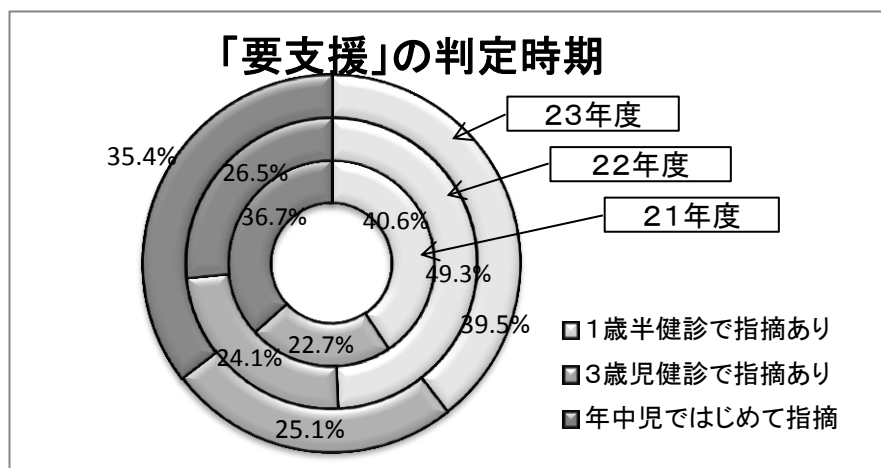
- ※ 既に医療機関等を受診している者
- ・既に医療機関、療育機関、発達クリニック等で支援を受けている
- 特に重度の児童の支援が課題

②「要支援」: 5.0%

- ※ 集団行動、対人行動及び個人行動の問題が大きく、それがしばしばみられ、集団における困り感が強い者
- ・このまま支援を受けないままでは、小・中・高校でドロップアウトの危険性が大きい
- 医療・福祉・教育の狭間にしないため、「要支援児」の支援策が大きな課題

③「園支援」: 16.3%

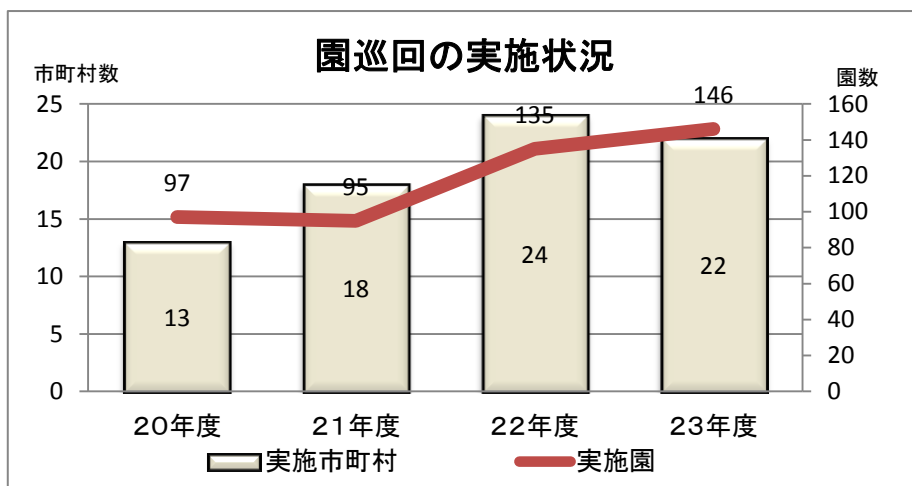
- ※ 個人の特性はあっても、困り感はみられないか、ごく軽微であり経過観察でよい者
- ・市町村や保健所の発達相談や園巡回等の支援を受けながら、保育所・幼稚園で保育を実施
- 保育所・幼稚園の保育士等の資質向上が課題



◆ 「要支援」の児童のうち約3割が、年中児スクリーニングで初めて「要支援」と判定されている(23年度: 35.4%、22年度: 26.5%、21年度: 36.7%)。

◆ 1歳半健診や3歳児健診で指摘があり、経過観察中の児童についても、集団生活の中で課題がはっきりしたことで、年中児スクリーニングで「要支援」と判定され、その後の支援につなげることが可能となる。

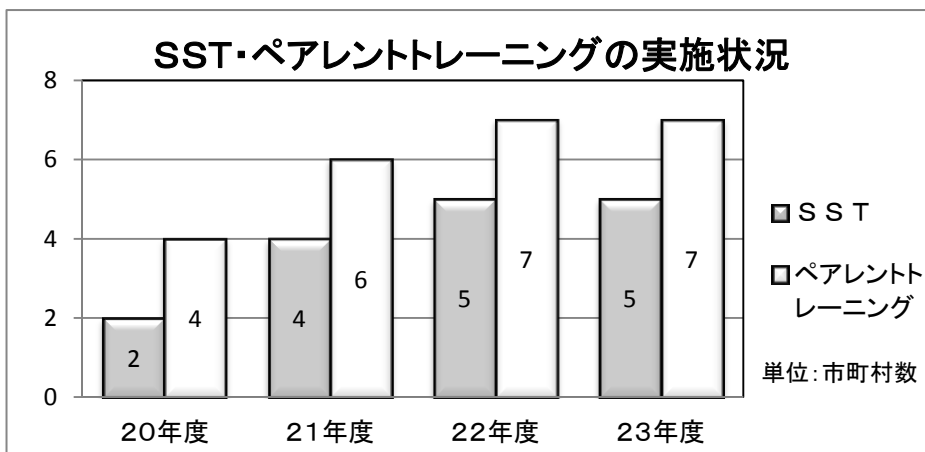
3. 年中児スクリーニングの事後支援



- ◆ 園巡回の実施保育所・幼稚園については、20年度から23年度にかけて50%増加(97園→146園)。
- ◆ アンケートの結果、園巡回について、「保育士等の指導技術の向上」「子どもの問題行動に改善」など、95.5%の市町村が効果があると回答。

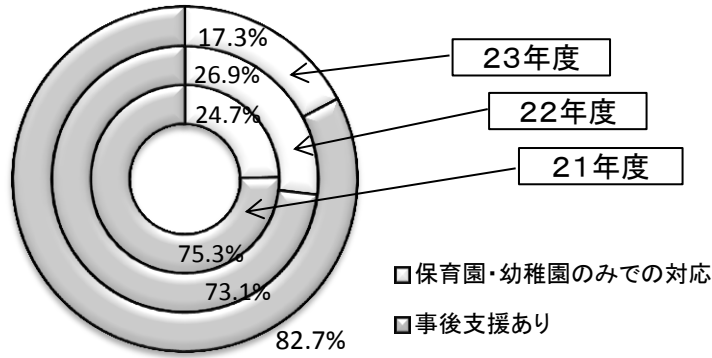
○園巡回の効果について(回答市町村 22(複数回答可))

保育士等の指導技術の向上が見られた	18件
子どもの問題行動に改善が見られた	11件
振り返りの機会(課題の整理)になり、子どもへの理解が深まった	4件
保育士の疑問点などが解消できた	1件
効果が見られなかった	1件



- ◆ SST(ソーシャルスキルトレーニング)については、5市町村の実施、ペアレントトレーニングについては、7市町村の実施に止まっている(23年度)。
- ◆ SSTやペアレントトレーニングは事後支援の重要な柱であるが、市町村の拡大を図るには、
 - ①専門性の高い対応のできる専門家の確保
 - ②保護者の障害受容の促進
 - ③共働き世帯が参加しやすくする仕組み(ペアレントトレーニングは複数回の連続したプログラム)
 などについて改善する必要がある。
- ◆ 事後支援の充実は、年中児スクリーニングの実施率を拡大するためにも不可欠である。

「要支援児」に対する事後支援の状況



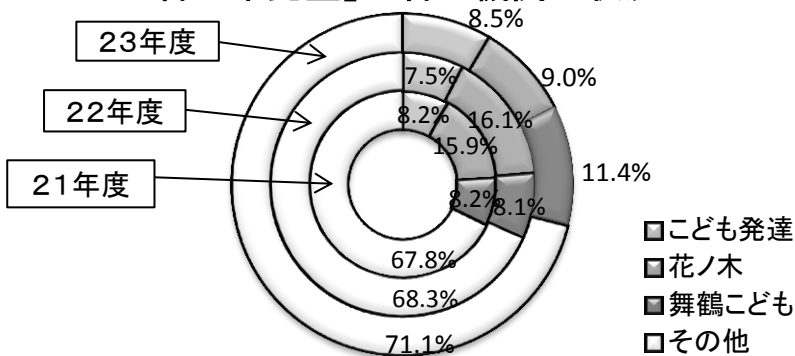
事後支援の種類	21年度	22年度	23年度
医療機関における医学的対応	11	12	3
児童デイサービス、療育教室等の療育機関での対応	6	19	10
フォロー教室(ペアトレ、SST)での対応	19	24	26
学校教育機関、通級指導教室での対応	35	36	23
発達相談・発達検査・発達クリニック	140	137	132
育児相談での対応	32	33	60
その他	26	13	13

(重複回答あり)

- ◆ 「要支援児」に対する事後支援については、「要支援児」の2割前後が「保育所・幼稚園のみでの対応」となっており、事後支援の充実が必要(23年度:17.3%、22年度:26.9%、21年度:24.7%)。
- ◆ 「要支援児」の事後支援は、「発達相談・発達検査・発達クリニック」、「育児相談」での対応が多く、「フォロー教室(ペアトレ、SST)」などの体制整備が必要。

4. 「管理中児童」の管理機関

「管理中児童」の管理機関の状況



管理機関	21年度	22年度	23年度
その他医療機関	10	29	26
通級指導教室	8	6	8
市町村担当等(発達相談・園巡回等)	102	52	72
府保健所(発達クリニック等)	30	26	40
療育機関(療育教室含む)	46	62	86
児童相談所	5	0	0
盲聾学校	1	0	0
府外訓練施設	1	0	0

単位:延べ人数(重複回答あり)